

茨城県信用保証協会役員報酬等規程

(趣旨)

第1条 本協会の役員の報酬等については、この規程の定めるところにより支給する。

(報酬等)

第2条 常勤役員の報酬等は、報酬、手当及び退任慰労金とする。

2 非常勤役員の報酬等は報酬及び退任慰労金とする。

(報酬)

第3条 常勤役員の報酬は、月額とし、次のとおりとする。

会 長 600,000円

専務理事 506,000円

常務理事 469,000円

常勤理事 454,000円

常勤監事 443,000円

2 非常勤役員の報酬は月額13,000円とする。

3 第1項の規定にかかわらず、職員から引続き常勤役員に就任した場合、その者が年齢60年に達する日の属する年度末までの報酬は、茨城県信用保証協会給与規程による職員に対する俸給手当支給額に準じて会長が定める。

(調整手当)

第4条 常勤役員に、調整手当を支給することができる。

2 調整手当は、前条第3項に該当する常勤役員には支給しない。

3 調整手当は、報酬月額に100分の15を乗じて得た額を上限に会長が定める。

(通勤手当)

第5条 常勤役員の通勤手当は職員の例による。

(期末手当)

第6条 常勤役員の期末手当は、茨城県の特別職員の例に準じるものとする。

なお、期末手当の額は、それぞれ基準日現在において受けるべき報酬及び調整手当の月額
の合計額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、6月期、12月期それぞれ100分の
250を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応
じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

(報酬、手当の支給日)

第7条 常勤役員の報酬、手当の支給日は職員の例による。

2 非常勤役員に対する日額報酬は、その都度支給する。

(退任慰労金)

第8条 常勤役員が退任したときの退任慰労金については、別に定める。

2 非常勤役員が退任したときは、会長がその在任期間等を勘案して額を定め、退任慰労金
を贈呈する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

2 この規程の改正は理事会の承認を得ることとする。

付則

この規程は令和7年4月1日より施行する。